

2B-26

2560

27
3
369

人力車營業人必携
全

038112-000-5

特62-924

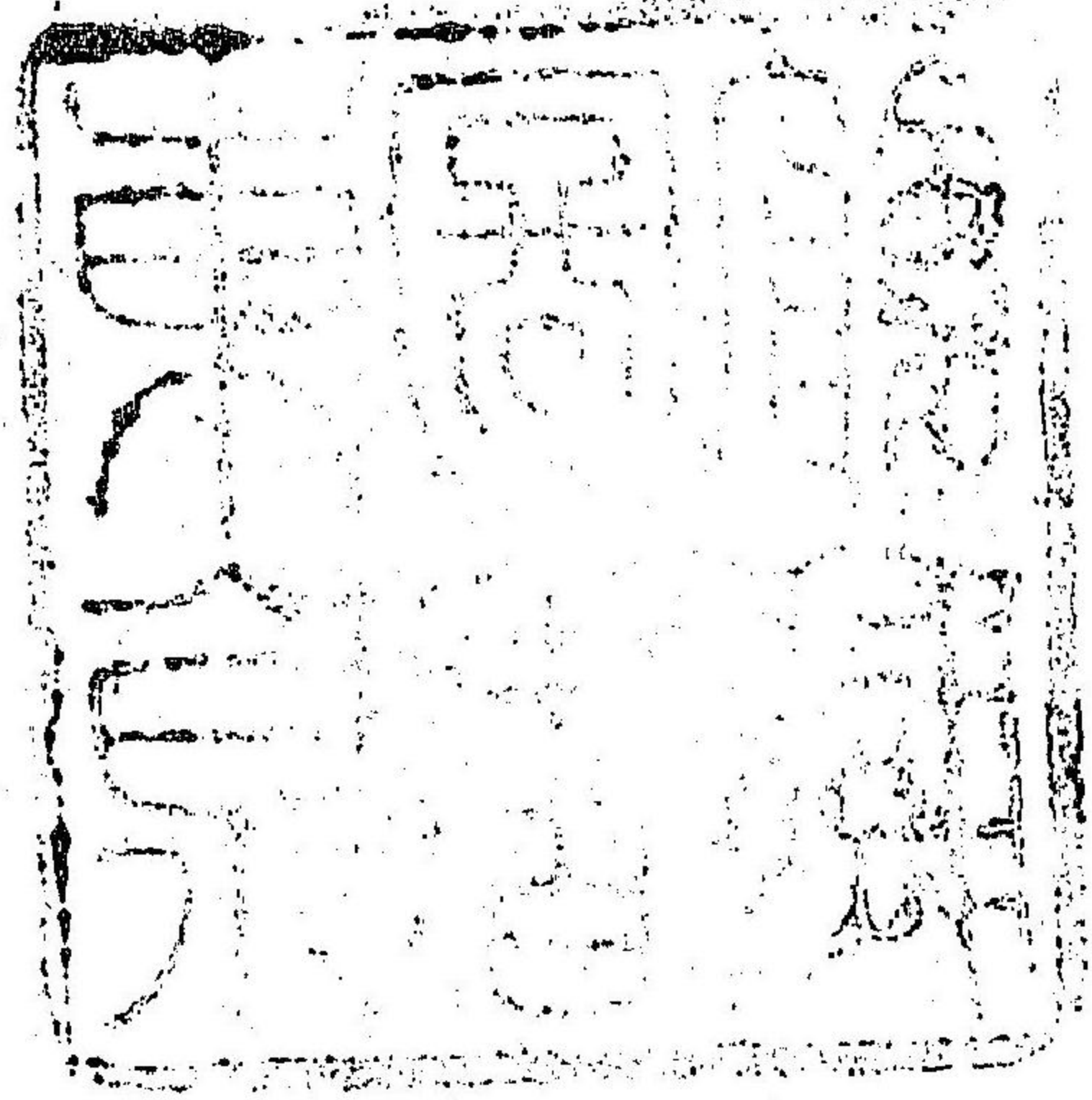
人力車營業人必携

牛山 清助 / 刊

M19

BBY-0159

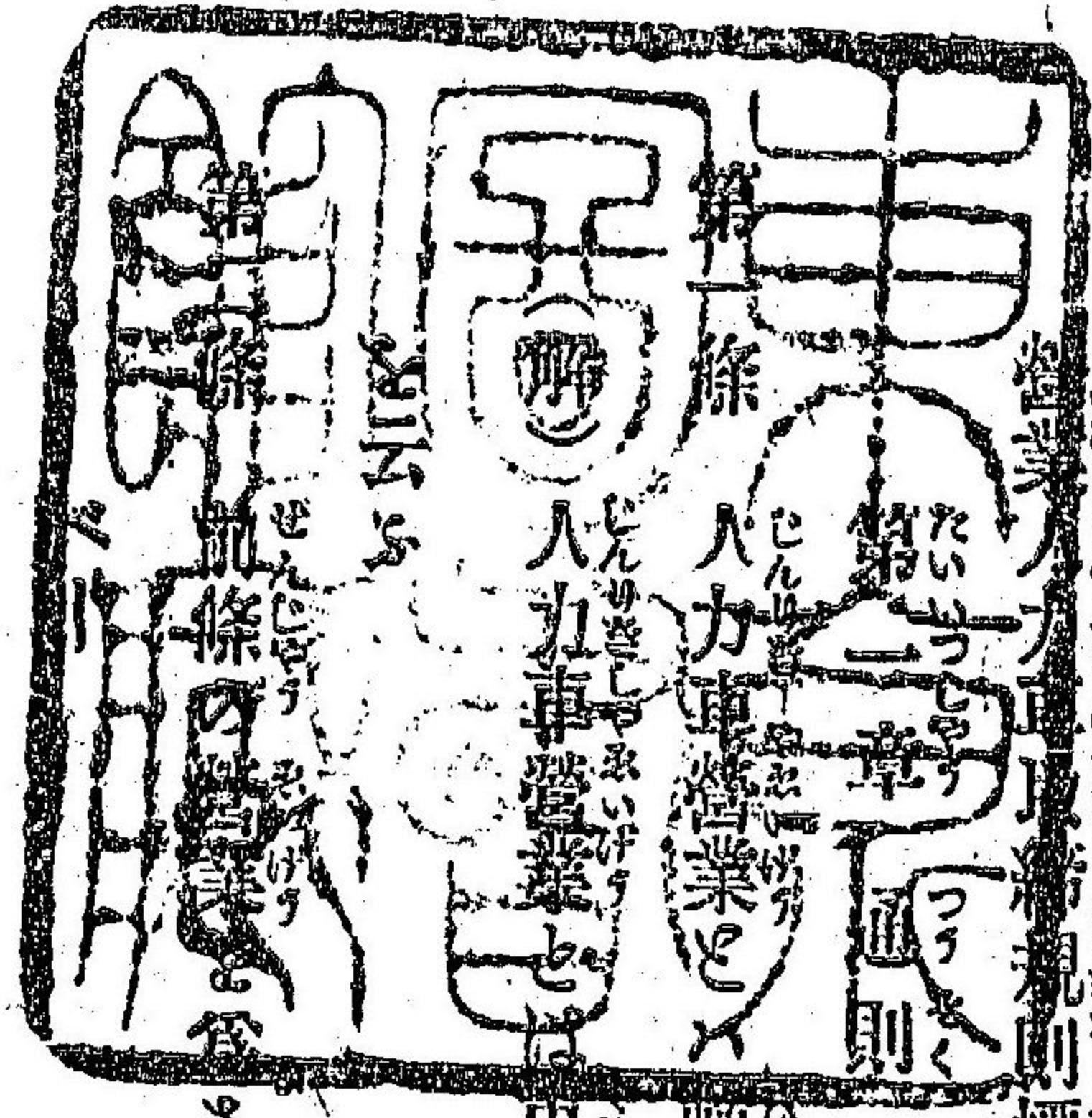




明治十九年八月二十一日内務省交付第603号
人力車營業人必携

牛山清助編輯

特 62
924



營業人ノ正印規則標準

第 一 條 人力車營業とは、幌子として車を輓らしめ營業すると云ふ

第 二 條 人力車營業とは、車を輓者を雇置て人力車を輓せる者のこと

第 三 條 前條の營業を爲さんとする者は管轄廳より願出免許証を受く

(解) 人力車營業を爲ようと思ふ者は、その管轄の御廳への事を願ひ出て、許免の証を受けなくてはならぬと云ふこと

第三條 營業者小關する願届ハ總て取締人の加印を要す

(解) 營業する者より、ハツた處の願書又を届書にハ何様ものにもすべて取締人の印がなくてならぬと云ふこと

第四條 營業者の輓子の族籍住所氏名年齢を管轄廳へ届出一人よ付鑑札一箇を受くべし

(解) 人力者營業人ハ自分の所の輓子の何府縣の士族だか平民だかと云ふことから住で居る所番地名前年齢を悉く記して管轄此御廳へ届出て一人に付一枚づ、此鑑札を受けなくてならぬと云ふこと

第五條 營業者自ら車を輓くときハ總て輓子此例に従ふ可し

(解) 人力車營業人が自分で車を輓ふと思ふときハすべて輓子と同様手續をなさなくてはならぬと云ふこと

第六條 輓子此鑑札ハ毎年一回管轄廳に検査を受く可し其検査を受けざるも此ハ無効なるべし

(解) 輓子此鑑札ハ毎年一回、管轄此御廳此らへを受けなくてならぬも此のれらへを受けない者ハ鑑札を持つて居てもやくまた、ぬと云ふこと

第七條 車體ハ毎年二回管轄廳の検査を受け其証を受く可し其新造改造又ハ買受讓受を爲したるときハ定期は拘はず届出検査を受くべし

(解) 人力車の形體と毎年二回、管轄の御廳のれしうべを受けなくてならぬうして人力車を新しくこしうへたとか拵へおぼしたとか又は人より買ひ受けるとか譲り受けたとかしたときハ何時も限らず直ぐの時ハ管轄廳へ届出てれしうべを受けねばならぬと云ふこと

第八條 左の場合ふ於ては管轄廳に届出書換又ハ再渡を請ふべし

(解) 左に記したる様な事のありたる時よは管轄廳へ届け出て書換へ又ハ再びのお渡しをねがひなくてはならぬと云ふこと

一 轉居改氏名其他免許証車體検査証鑑札面に異動を生じたる時

(解) 營業人みても挽子よても居る所がかわつとるか氏名があらとまつとるか又ハ其他免許証や車體検査証や鑑札等の面よ異動ことのできるとき

二 免許証車體検査証鑑札を遺失毀損し又ハ其文字不分明に至りくる時

(解) 免許証や車體検査証鑑札等液なくなしとるかとわしとるかまゝハその面の文字が分らなくなつとるかたるとき

第九條 左の場合に於ては管轄廳へ届出免許証車體検査証又ハ鑑札

と返納すべし

(解) 左よ記したる様なことありたる時ふとその由を管轄の御廳へ届出て免許証なり車體検査証なりまたハ鑑札なり返納としなくてはならぬと云ふこと

一 廢業又ハ廢車たる時

(解) 人力車營業液廢るのまたハ人力車液廢るのしたるとき

二 人力車を賣渡し又ハ讓渡したる時

(解) 人力車を人よ賣り渡したるのまたは讓り渡してままつたとかまたる時

三 挽子を解備し又ハ挽子此失踪逃亡若しくは死去じるとき

(解) 備ひ置くる挽子をやめんとかまらば挽子此行方が知れあくまじつとるか逃亡じつとるか死んでしまつとるか云ふ時

第十條

免許証車體検査証鑑札は之を貸與すべからず

(解) 免許証あり車體検査証あり鑑札ありこれ貸人よ貸しとりく
れとりする事はできぬと云ふこと

第十一條

車體検査証を車に貼込正面よ釘付せべし

(解) 車體検査証を人の見やすき様よ人力車に貼込此所此真正面
へ釘付ふしてたのぶくてもあふぬと云ふこと

第十二條

検査証ある車と雖も第十八條の制限も適せず又破損若く
そ不潔よ至りたるを認むるときそ其使用を差止むべし

(解) ひとへ検査証の付てある人力車ありとも此規則の第十八
條ふ記しもある制限の通りであいとあまを破れ損じても
あもしくそ穢汚あつているときふそりの使用を差止めると云ふ
こと

第十三條

營業者ハ出願此際身元保証金として管轄廳ふ於て定むる金
額を管轄廳ふ納せべし但適宜公債証書驛遞局貯金預り帳
国立銀行預り券を以て納むることを得

(解) 人力車營業人ハう此營業を願ひ出るとき身元保証金とし
て管轄の御廳ふて定めるところの金額をうの御廳へ納め
てのあふぬじかしつがらふよつて適宜の公債証書よても驛
遞局の貯金預り帳よてもまたハ国立銀行の預り券よてもう
の金高よ相當するものをもつて納むることができると云ふ
こと

第十四條

身元保証金の廢業又ハ營業禁止若くハ其組合より除名した
るときハ之を還付せべし

(解) 身元保証金の營業をやめたるときまたハ何か不都合があつ

て其筋より營業を禁止されたるときもしくは營業組合中
より除名たるるときはりの金にかへすと云ふこと

第十五條

管轄廳に納めたる身元保証金の營業者若くは其輓子營業上
に關し他人は被らしめたる損害の償ひ等も充用することあ
るへし

(解)管轄廳へ納めたるところの身元保証金と云ふも此の人力車

營業人よりせしむるの營業人の備ひ輓子が營業上よついで
他人は疵をつけざるの物品をいためたとか云ふよふな何の
損害をかけたときりの償ひなどのためも用ゆることがある
と云ふこと

第十六條

身元保証金に缺額を生じたるときは十日以内も完納すべし
其缺額を納めざるるときは營業免許の効を失ふものとす

(解)償ひ金などを用いられてもし身元保証金も不足ができたと
きよは十日の内も元の金高もあるだけの不足の金を納めな
くてはならぬもしりの不足だけを納めぬ時、營業をせざる
ことができぬと云ふこと

第十七條

營業者の検査証鑑札各一箇も付管轄廳に於て定むる手数料
を納むべきものとす
(解)人力車營業人の車体検査証をうび鑑札いづれも一箇もつ
き管轄廳よて定められるところの手数料をうび管轄廳へ納
めなければならぬと云ふこと

第二章 車體の構造及輓子の資格

(解)人力車の構造かたによび輓子の身体格合を
記する簡條

第十八條

車體の堅牢よして其構造及附屬品の左に制限に従ふ可し

(解) 人力車の堅牢よしてりの構造かたおよび常ふ附屬て置べき品の左に記してあるところの制限によらなくてせらぬと云ふこと

一 一人乗の横巾内法二尺未満二人乗の二尺以上とす

二 車體の無地漆塗、中張の革、天鵝絨、羅紗等を用ふべきものとす

三 車體の同き塗色の泥除けを備ふべきものとす

四 車體の背面中央より方一寸此楷字を以て組名及番号を判明に記すべきものとす

(解) 車體の背面の中央へ一字一寸四方の大きき楷書にてりの組名番号を何組何號と判然わかる様小記をなくてせらぬものとす

五 ゴム引又は桐油製の母衣及前掛を備ふべきものとす

六 不潔なるざる蒲團及膝掛を備ふべきものとす

七 組名及車體の番號を記したる細長提灯を備へ且蠟燭、摺附木を用意すべきものとす

第十九條

輓子の左の資格を有する者に限るべし

(解) 輓子の左に記してある通りな者でなくともならぬと云ふこと

一 年齢満十八年以上ふして身體強壯ある者

(解) 年齢の月不足なくスツカリ十八年より上は者にして身體の強く壯健あるもの

二 其土地の路程を略知する者

(解)りの輓くところの土地の路程を大略知つて居るもの

第二十條

前條の資格に適合すと雖も強竊盜、強姦及幼者を略取誘拐する罪若くは過失よりなる殺傷罪を犯したる者と輓子するを得ず其他の犯罪と雖ども監視中の者亦同じ

(解)前の十九條に記してある資格通りは適合してても強竊盜を

したとの強淫をしたとかまゝの幼者を略取誘拐あどしたる罪を犯したるも此やまたは過失であくて人を殺したり傷けたりしたる罪を犯したる者と輓子となることができぬ其他の罪を犯したる者よても監視を受けて居る中を矢張輓子とあることができぬ云々云々

第二十一條

輓子と左に制限に従ひ地方毎に一定の服裝を爲すべし

(解)輓子と左に記してあるところ此制限に従ひて居るの地方々々て一定の服裝をしなくてはならぬと云ふこと

一 着服ハ法被、股引、但雨雪泥濘のときは半股引着用ふるも妨げ

なし

(解)着服ハ法被ふ股引なれども雨が降り雪が降り大層泥ふて道此悪いときハ半股引を用いてもわるいことハなむと云ふこと

二 冠り物を帽子又ハ笠

三 雨具ハゴム引又ハ桐油製

第二十二條

法被冠り物、雨具ハ組合及鑑札の番號を記すべし

(解)法被も冠り物ももまゝハ雨具ももかあらざるの組合の番號と鑑札の番號を記さなければならぬと云ふこと

第三章 輓子就業制限

(解) 輓子が業よ就ところ此制限

第二十三條 輓子の鑑札及營業人力車取締規則并賃錢表を所持し警察官又ハ乗客ハ於て見んことを求めたると云ハ直よ之を

示すべし

(解) 輓子の常よ鑑札と營業人力車取締規則とリして賃錢表ハ之を必ず持つてねつて何時でも警察官かまたは乗客が見せよと云つて求めるあるすぐそれを見せよと云ふこと

第二十四條

頰冠リ鉢巻其他不體裁ハ形装を爲すべからず

(解) 頰冠リをしたりまたは鉢巻をとりりのほの不體裁よふな形装にしてハならぬと云ふこと

第二十五條

路上は彷徨し又を佇立すべからず

(解) 路此うち彷徨てねつたりまたハ佇立つて居ることはならぬと云ふこと

第二十六條

乗客の承諾を得ず途中ハ於て他車ハ乗せ替へ又は濫よ駐車をせよのらず

(解) 乗客がしやうち放せぬよ途中で他此車よ乗せりへりまよと云たりハ小車を駐ることハならぬと云ふこと

第二十七條

駐車場の外人力車を置くべからず但乗客用辨の爲め往來此妨害と爲らざる場所よ駐車するハ妨おし

(解) 定て車を駐置く場所ハ外ハ人力車を駐置くことハならぬなれども乗客が何の用事をなすためハ往來道の妨害よならぬ所よ車を駐置くことハできると云ふこと

第二十八條 乗客は指定せざる宿泊店、飲食店及其他の場所へ挽入べ

あらざ

(解) 乗客が定めてざらばききいところの宿泊店だの飲食店だ

よび其他のところへやぐらよひき入れることをあらぬと云

ふこと

第二十九條 制止を肯せずして出火場其他群集たる場所へ挽入べか

らざ

(解) 制止し止めるをきかずよ出火場だのりのほか群集のところへ

やぐらよ挽入れることをでぬと云ふこと

第三十條 行人は對し言語動作を以て乗車を勧め又ハ侮慢の言行を爲

すべあらざ

(解) 往來の人よせかつて言語動作をそつて車よ乗ることをす、

めたりまた人を侮慢よふを言をつかつたり行をあしてそ

ならぬと云ふこと

第三十一條 車を並べ挽き又ハ濫ふ疾驅して通行の妨害を爲すべら

ず

(解) 車を幾輛も並べて挽いたりまたハやみくもよ疾く驅けて通

行のも此、妨害あるよふふこととしてハならぬと云ふこ

と

第三十二條 人力車此通行及避讓方ハ左此例よ従ふべ

(解) 人力車を挽て通行方および避讓方ハ左ふ記してあるところ

の例よ従ハあければならぬと云ふこと

一 車馬道の設けある場所を左側其設なき場所ハ中央を通行すべし

(解) 車馬道此こ一らへてあるところハ左側を通りて車馬道のこ

しうへてをいともろの道の中央を行なければならぬと云ふこと

二 車馬及歩行者に行逢ふときを左に避け軍隊并砲車輜重車よ對

きての右に避くべし

(解)車馬および歩行者に行逢ふときよ左の方へ避けて軍隊あ
らび砲車軍隊の輜重車よむかつては右の方へ避な
くてのあらぬと云ふこと

三 實車よ對しての空車之を避け坂路は上り車又の空車に於て避讓すべし

(解)乘てれるともろの車よむかつて空此車此方がこれをよけて
坂路の上り車かまゝの何等よても空車の方よよけなくて
のあらぬと云ふこと

四 前車徐行し後車疾行せんとするときの後車より懸け聲を爲し前車は右に避け後車は左を通過すべし

(解)前の車が徐々行くに後の車が疾く行ふとするときよは後の
車より聲をかけりして前の車は右此方へよけ後の車は左此
方を通つて行くよふよしあくてのならぬと云ふこと

五 郵便用消防用よ供する車馬及灌水器又の葬送等に行逢ふときを避讓すべし

(解)郵便よ用ふる車馬や消防よ用ふる車馬および水灌き車また
の葬禮の送りなどに行逢ふたるときよはよけあくてとなふ
ぬと云ふこと

第三十三條 往來雜沓又の狹隘此場所及街角橋上を通過するときを徐行すべし且街角を過ぐるときは右の大廻りを爲し左りの

小廻りを爲さへし

(解) 往來の雜沓をきまたに狹隘はしよればよび街はまがり角や橋の上を通過ときは徐々あるかなくてはあらぬうしてまた街角を通ふるときは右北方の大廻りふして左の方の小廻りよじあければあらぬと云ふこと

第三十四條

二輛以上の車を連繫して挽くべからず

(解) 車を二輛りう上連繫して挽くことゝあらぬと云ふこと

第三十五條

夜中燈火あくして疾驅すべからず

(解) 夜の中へ燈火があくして疾く驅ることゝあらぬと云ふこと

第三十六條

街角橋上其他往來の妨害と爲るべき場所よ於て客を昇降せしむべからず

(解) 街のまがり角や橋上りのほか往來の妨害よある場所よ於て客を乗たり降したりすることはあらぬと云ふこと

第三十七條

乗客降車の際に其遺留品あきやうよ注意し若之有りたるときは直に還付すべし其主分明ならざるときは速に最寄

警察署分署又ハ巡查交番所派出所よ届出へし

(解) 客の車を降るときよはりの客の遺留品がありのせぬかとよく注意し若も遺留品のあつたときよは直にへさなくしてはあらぬも一またり此遺品の主が分らないときは早速よりの最寄の警察署分署なり又は巡查交番所より派出所へなり届け出あくてあらぬと云ふこと

第四章 車賃

第三十八條

人力車の賃錢を組合よ於て之決定管轄廳の認可を受く

ハ一

第三十九條 何等の名義を以てするも乗客よ對し賃錢定額外の金錢を請求すべからず

(解) 以ろくの名きつけて乗客のら定額此賃錢より外よ一文でも取ことならぬと云ふこと

第四十條 瀟車停車場其他群集の場所よ至らんとするときと到着前其賃錢を請求せるを得

(解) 瀟車此停車場だのりのほの群集此場所へ客を乗て行くときよ其場所まで到着ないまへよ賃錢を取ることができると云ふこと

第四十一條 乗客よ於て單小行先を示し其道筋を定めざるるときと最近此路程よ依り賃錢を計算すへし

(解) 乗客がたゞ行先ばあり云ふてりの行く道筋を定めあいときよよいそ此うちふて一番近いところの路程よよつて賃錢を計算して取あければならぬと云ふこと

第五章 乗載制限

第四十二條 一人乗よ二人、二人乗よ三人以上と乗載すべのらず但十年未滿の者ハ二人を以て一人と見做し三年未滿此者は定員外とす

(解) 一人乗の人力車へ二人乗せたり二人乗へ三人以上と載せりすることいあふぬと云ふこと

第四十三條 左よ記載しる者ハ人力車に乘載すべのらず

(解) 左ふ記し載たるところの者ハ人力車よのせることいあふぬ

一 六種傳染病、疥癬、癩病患者及乞食体の者

(解)六種傳染病との痘瘡、麻疹、發疹室扶斯、腸室扶斯、赤痢、虎

列拉の六種此傳染病云ふ

二 汚穢物其他車を汚染し又は惡臭を留むべき物品

(解)穢かく汚れたるものりのほか車をきたかくしりまたハ惡

臭をあとまでのこすものしあ

三 車體外に張出すべき長大の物品

(解)車のうとまで張出すような長大きあるもの

第六章 駐車場

第四十四條 駐車場を分て左の二種とす

一 公設駐車場(一般營業人よ於て駐車すべきものをいふ)

二 私設駐車場(一人又ハ數人よて設立し其專用に屬するものい

ふ)

第四十五條 公設駐車場の管轄廳よ於て之を定め標示すべし私設駐車

場を設くる者の管轄廳に届出認可を受く可し

第四十六條 客の乗用に應じ難き人力車の駐車場置くべからず

(解)客の乗り用よならぬ人力車の駐車場ふれくことハあらぬと

云ふこと

第四十七條 公設駐車場ふ於てハ到着順を以て整列し各車の間は距離

を取り出車よ妨げあきを要す

(解)公設駐車場ハ到着順をもつてあらび車と車の間とばあし

て置て車を出すときものじやあらぬよらぬよらぬよらぬよらぬよらぬ

らぬと云ふこと

第四十八條

公設駐車場は在る人力車ハ整列の順序若クハ闖取を以て出車すべし但客の特ニ指示したる場合ハ此限ヨラらず

(解)公設駐車場におるところの人力車ハならば順ヨ車を出すの

まゝハ闖取ヨて出さふくてハならぬまかし客が何の車を出せとさしづいたるときハべつなことをするを云ふこと

第四十九條

客より求めありたるときハ正當の理由なくして出車を拒むべからず但暴行者及看護人ホキ瘋癲人ホ此限ヨラらず

(解)客より車淡出て呉と云をれらるときは拒むだけの正當の理由があいよ車を出さぬと云つて拒むことハあふぬまかし暴れ行くものまたハ看護人の付て居ぬ瘋癲人ハべつもの云ふこと

第五十條

私設停車場之組合取締人の烙印を受くる標識ヲ設くべし

第七章 營業組合

第五十一條

人力車營業者は管轄廳ヨ於て指定したる區域ヨ從ひ組合を設くべし

(解)人力車營業人はりの筋ふてさじきめたるところ此くざりよ

よつて組合を立てねばならぬと云ふこと

第五十二條

組合ハ入ふざる者ホ人力車營業を爲すことを得ず

第五十三條

組合ヨハ取締人一人を置くべし取締人を組合營業者中ヨリ公撰し管轄廳此認可を受くべし

第五十四條

組合に於ては其規約を定め管轄廳此認可を受くべし

(解)組合ヨ於てそ組合の約束此規則をきめて其筋此おゆるしを受ねばならぬと云ふこと

第五十五條

取締人ホ於て取扱ふべき事項左此如し

一 人力車營業に關する諸規則命令を營業者に通知する事

(解) 人力車營業に關つたものろくの規則命令あつてを營業者へ

通知こと

二 私設駐車場の標識を烙印する事

三 組合營業者の願 届よ加印し意見あるも此は其旨を記し添申す

る事

四 營業者名簿を製し増減ある毎よ之を加除する事

五 組合に關する費用を取立及之を仕拂ふ事

六 組合に關する諸費を決算し之を組合に報告する事

七 取締人を選擧ふ關する事務を取扱ふ事

右此外規約を以て定めたる事項

第五十六條 營業者は組合に關する費用を負擔すべし其費額及割賦方

と規約を以て定むるものと

(解) 營業者の組合に關する、つた入費の負擔を以ていならぬ此入

費高の賦割方へ約束の規則を以てきめるも此とすと云ふこ

と

第五十七條 左の資格に適合する者よあつざれば取締人たることを得

ず

(解) 左に記してある通りでありも此は取締人なることができ

ぬと云ふこと

一 年齢二十五年以上にして組合區域内に相當の家屋若くは土地を

所有する者

二 組合營業者よして人力車十輛以上を所有する者

三 營業上よ關する諸規則類を解讀し筆算よ通ずる者

第五十八條

前條の資格に適合すと雖も強竊盜及詐偽取財の罪を犯し
たる者ハ取締人たることを得ず其他の犯罪と雖も監視中の
者亦同し

第五十九條

管轄廳に於て取締人ハ不都合の所爲ありと認むるときハ
任期中と雖も臨時改撰せしむることあるべし

(解) 管轄廳に於て取締人ハ何の不都合の所爲があるときと
あるときよハ勤める期限の中よてもときよのぞんで他の者
と選舉しなほとせることがあるといふこと

明治十九年七月十六日御届

定價金拾錢

同 年八月 出版

長野縣平民

編輯兼出版人

牛山清助

東京府神田區末廣町
十二番地寄留

